

EIZO サプライヤー行動規範

EIZO グループは、私達が守るべき指針及びステークホルダーの皆様との約束として EIZO グループ行動指針を定めています。この行動指針の下、グローバルに健全な事業活動を行うため、皆様に下記取組をお願いするとともに、皆様のお取引先にも以下の事項の積極的な推進要請をお願いします。

法令遵守

- ・事業活動を行なっている国・地域において適用される現地法令や国際ルールを遵守していること。
- ・不適切な利益を目的とした賄賂・過大な接待贈答などの利益供与を禁止していること。
- ・反社会的勢力と関係を持つことを禁止していること。

人権・労働

- ・人種、性別、年齢、国籍、宗教などによる差別を禁止し、従業員個人の尊厳を尊重していること。
- ・従業員に少なくとも法定最低賃金を支払い、不当な懲罰的賃金低減を行なわないこと。
- ・児童労働・強制労働を禁止していること。
- ・従業員の団結権を尊重し、適切な労使間協議を実現していること。
- ・従業員の健康を守るため、労働時間・休日・休暇を適切に管理し、法定限度を超えた時間外労働及び休日労働をさせないこと。
- ・紛争地域及び高リスク地域から不法に産出された原材料やそれを使用して生産される部品、製品等を調達及び使用していないこと。

品質・納期・安定供給

- ・安全な商品とサービスを提供するため、定められた品質基準などの品質要求を満たしていること。
- ・商品・サービスに関わる必要な情報については、迅速かつ正確に開示していること。
- ・品質・納期・技術において高い水準を維持すること。また価格は適正であること。
- ・安定供給能力を有し、需要変動に柔軟に対応していること。

環境保全

- ・適用される環境関連法規制及び国際条約を遵守していること。
- ・ISO14001 等の環境保全に係る第三者認証を取得していること、又は取得計画があること。
- ・法規制及び国際条約で禁止されている化学物質は使用していないこと。また、法規制で要求される高懸念物質などの化学物質の情報を適正に開示していること。
- ・省資源・省エネルギー・リサイクル設計に配慮をしていること。
- ・事業活動において、省資源・省エネルギー、廃棄物の削減及びリサイクルの推進、排気・排水の適正管理、環境汚染の予防及び環境負荷の低減に努めていること。

※詳細は当社ウェブサイトのグリーン調達基準をご参照ください。

健全な事業経営

- ・健全かつ公明正大な事業経営を推進するとともに、当社に対し、経営方針・経営状況（財務状況を含む）の適正な情報を開示していること。
- ・地域社会との連携と協調を図り、良好な関係の維持に努めていること。

安全衛生

- ・安全衛生に関する法規制に従い、健康的で安全な労働環境が従業員に提供されていること。
- ・職場において使用する機械装置の安全対策をとること。また、就業中に発生しうる事故について検証し、必要な安全対策をとっていること。
- ・職場において、人体に有害な化学物質及び騒音や悪臭などの健康障害につながるリスクについて必要な対策をとっていること。
- ・従業員の生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレなど）の安全衛生を適切に確保していること。
- ・労働災害が発生した場合、迅速に社内に周知し、再発防止に努めていること。
- ・身体的負荷のかかる作業への配慮をしていること。
- ・従業員の健康維持のために必要な健康管理をしていること。

情報管理

- ・自社及び取引先の個人情報や機密情報を厳密に管理し保護していること。
- ・PC等情報機器及びネットワークを使用する上でのリスクや脅威を防御し、自社及び取引先に被害を与えないよう管理していること。